

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第1回西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会
開催日時	令和5年5月22日(月) 午前10時から午前11時まで
開催場所	西東京市役所田無第2庁舎3階会議室
出席者	真鍋五十鈴委員（西東京市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長）、岩崎昭委員（弁護士）、印部眞子委員（豊島区教育委員会教育部教育センター 主任主事）
欠席者	吉村潔委員長（東京女子体育大学教授）
事務局	田村孝夫（教育部教育指導課長）、三田大樹（教育部主幹） 内藤幸雄（教育部教育指導課指導主事）
議題	いじめ防止に係る対策の推進について
会議資料の名称	資料1 令和5年度 委員名簿 資料2 西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について 資料3 いじめ防止等の対策の取組状況について 資料4 不安や悩みがあるときは…一人で悩まず、相談しよう 資料5 いじめ発見時の対応について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
<p>1 開会 事務局から開会の挨拶</p> <p>2 いじめ問題等に係る西東京市の取組について 事務局による資料の確認と説明</p> <p>○委員長代理： 資料について更に質問はあるか。</p> <p>○委員： 資料2の1西東京市立学校におけるいじめの認知件数について、R4小学校88件となっていて、R2R3に比べるとだいぶ少ない数字となっているが、どのような背景によるものか。</p> <p>○事務局： 丁寧に聞き取り把握をした結果、件数として減ったこととなった。</p> <p>○委員： 令和2年度といえばコロナ禍にあったが、その影響があっついじめの把握の仕方が変わったからなのか。</p> <p>○事務局： 把握の仕方は変わらないが、丁寧に聞き取りをした結果、減ることとなった。</p> <p>○委員： 丁寧に聞き取りをしたら増えそうな気もするが、結果減ったということですね。</p> <p>○委員長代理： 数字には表れないところだが、子どもたちとしては、十分に話したという納得感を得られているのだろうか。</p> <p>○事務局： 対人関係の思い込み・すれ違いが解消されたところで、このようにいじめ件数が減ることとなった。</p> <p>○委員長代理： 子どもたちにとって、心の内を全部話し切った、受容してもらったということが自信につながることもあるので、対応される先生の寄り添い方はとても重要。大事な視点だと考える。</p>	

○事務局：

資料2の1西東京市立学校におけるいじめの認知件数について、補足だが、この件数の変化は各校に見られたのではなく、一部の学校においてみられた件数である。いじめの認知の方法に変更があったわけではないが、一部の学校の管理職が、他市での報告手順を踏襲して報告していた。本市では子どもに聞き取った際に、まず受け止めて、更に詳しく聞き取ったうえでいじめと認知したものを報告させているが、他市での報告手順には、最初に受け止めた時点での件数を報告するものがあった。どちらも解消に向けての対応は同じく行っており安心してほしいが、R4では全校で同じ手順を踏んだ結果が88件であるとの認識である。

数字から読み取れる子どもの変化としては、資料2の3いじめ発見のきっかけをご確認いただきたい。本人からの訴えが、令和3年度では小6.7パーセント、令和4年度では17.1パーセントとなっている。本人からの訴えの割合が増えたのであればいじめの件数も増えそうなものだが、いじめの認知件数は比例して増えたということはない。

これは、子どもたち自身に「この状態はいじめなんだ」「これは思い過ぎだった」という認識、線引きが深まった成果だと捉えている。

子どもの中には、例えば貸せる物が手元になかったとして、「貸して」と言われたことに対して「貸せないよ」と答えたら、それをいじめだと言ってしまう子もいる。そのようないじめというものへの認識、理解を深めたうえで数字というのを認知件数として挙げており、R2R3の際には聞き取り始めの件数が混じっているとご理解いただきたい。

○委員長代理：

いじめの定義について精査されることはもちろん大切だけれども、訴えられていることについて丁寧に対応していくことが大切なのだと改めてわかりました。

○事務局：

さらに補足だが、資料2の3いじめ発見のきっかけ令和3年度小「アンケート調査など学校の取組により発見した」70.1パーセントと、アンケートによる認知件数が高かったのが印象的ですが、先ほど事務局から説明があったとおりアンケートの項目は「嫌なことを言われたことがありますか」というもので、低学年はなかなかいじめというものへの理解が深くないところで上がった数字をそのまま報告したものだ。具体的な話を聞いてみると、先ほど補足させていただいた貸し借りのケースなどが含まれていたと認識している。

### 3 議題

本市におけるいじめ防止に係る対策の推進について

○委員長代理：

協議内容としては、いじめ未然防止をしていくための方法の助言、いじめ発見の取組についての助言、また外部機関の連携の仕方の好事例の紹介や助言をしていただきたいと思います。

○委員：

資料3、5保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る、のところの⑩全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。のところが前回（令和5年3月9日会議）の時に、ほかに比べて低いということだったと記憶しているが、それを踏まえたうえで今年度の工夫などあれば教えてください。

○事務局：

こちらについては毎年の課題になっているが、まず全校の生活指導主任が集まる生活指導主任会で、各学校のいじめ防止基本方針を見せ合っただけの情報交換、そして学校での周知の仕方、周知をお願いする旨を伝えるのだが、その際に資料3のもととなるアンケートを6月と11月に実施する旨も伝えている。

○委員：

前回、若い先生がなかなか理解しづらいということだったので、まず生活指導主任の先生を中心に周知ができるようにしているということ、わかりました。

○事務局：

補足ですが、保護者の方はいじめに対し非常に関心が高いものの、なかなかそれと学校いじめ防止基本方針が繋がらないことがあるので、年3回あるふれあい月間に教育委員会としては校長会に学校だよりを使ってこの学校いじめ防止基本方針を伝えるように助言しているところです。

○委員：

保護者の方は学校いじめ防止基本方針といった硬い名前の付いたものはスルーしがちで、もっと自分の子どもに直結している話題でないと目が届かないということがありますので、今学校だよりを使って伝えているということでしたが、今後保護者の方の反応を見て伝え方については工夫していただきたいと思います。

○委員長代理：

同じく基本法になんかはスルーしがちなものですが、具体例—こういうことがあったが、このように解決していますよ、といったことも折々学校だよりや保護者会等で伝えていくとより身近に感じられるのではないかと思います。

学校ではあったか先生のポスターが貼られ、私たちもあったか先生のことはよく耳にしますが、今不登校の子どもで、いじめが原因ではないかと思われるような情報があればお願いします。

○事務局：

今のところ、不登校の要因がいじめであるというものは無いと把握している。いじめではないけれども対人関係のことが要因となっているケースは1割程度いる。不登校の要因として多いのは無気力・不安というもの。学校全体に対する不安、学業に対する不安がある。また対人関係のうち、教員との関係を不登校の一因として挙げた割合が不登校児のうち5パーセント未満、中学校では3パーセント未満となっています。

○事務局：

不登校に関しては、主たる要因としては今あげたものだが、不登校の原因というのはおそらく複合的なものが多くなっているので、一つ解決したからすぐ不登校が解消するかといわれるとそうでもない。教育委員会としては、様々な関係機関と連携してこの部分はここで、この部分は学校でという方法で解決していくところです。

○委員長代理：

不登校の話をしてしまうが、不登校のお子さんは、何が原因で不登校になってしまったのかももうわからなくなってしまっている子もいるようなので、それはまた不登校の問題として別の機関でお話したいと思います。

いじめの発見のきっかけの中で、SNSの誹謗中傷という区分はなかったが、何か把握しているものはありますか。

○事務局：

小学校中学校どちらも数件SNSを使って悪口を書かれる、グループを外されるといったものがあつた。

○委員長代理：

未然防止としてはどのような対策があるだろうか。

○事務局：

小5、中2でのSOSの出し方に関する授業を実施していること弁護士による出前授業の実施、また情報モラルについてはタブレットを使う際に合わせてだったり、道徳の授業だったり指導している。

○委員：

西東京市ではこどもGIGAスクール委員会を立ち上げて、生徒が主体的にタブレットのルールを作成する取組をしていると聞いているが、子ども発信の活動はとても大切だと思う。資料2の4学校におけるいじめに関する取組(2)④のところインターネットを通じて行われ

るいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施とあります。子どもたち自身からいじめをしないようにしようとか、具体的にこれはやめようとか、発信することはとても大事なことです。こどもGIGAスクール委員会の取組の中でインターネットを通したいじめに関係しているものがあれば紹介してほしい。

○事務局：

子どもGIGAスクール委員会が発足して、タブレットのルールを統一して作ったところですが、その作成の中でお互いを思いやる気持ちについて養っていったと思う。ただ今後の活動については、市の教育委員会としてはコントロールというか、「では定期的に実施してください」ということを言うてしまうと各学校区それぞれの実態を無視した活動になってしまうため口を出していない。今後はこの取組をきっかけとして実態に合わせた取組をおもに中学校区に続けていってほしいと投げかけているところである。

例えば今なら学校運営協議会コミュニティ・スクールで子どもたちがこんな取組をしたのだと紹介する例もある。子どもたちが日常的に相手を傷つけない、自分たちが傷つかない姿勢というのを今後作っていけるように呼び掛けている。校長にも意識付いていると認識しています。

○委員：

自発的な動きを教育委員会では重視されているということで、確かにその通りだと思った。上から押し付けるような形だと、それがまたある種のストレスになり違う問題になりかねないと思う。

SNSやタブレットの使い方ルールに問題があって、そこから人間関係のトラブルに発展することもあるので、子どもたち同士で話し合うことで抑止力になると思ったので、質問させていただいた。

SNSなどは若い親御さんや子どもたちの方が詳しいことが多いので、なかなか大人主導で進めることも難しいのかなと思う。ぜひ、ただ続けるだけでなく効果や課題などを子どもたちからの吸い上げていってほしいと思う。

○委員長代理：

付け加えて、こういうルールを作ればこうなる、こういう指導方法をすればこういう結果が出る、というのは一概にはそうはいえないことを十分認識していただいたうえで、学校の先生方、校長先生方への啓発も必要ではないかと思う。

また、保護者に必要な情報が届いてないのではないかと思う。私は育成会の関係で保護者の方に接すると、学校の発信が届いてないなと感じる。発信をした後にはやはり確認が必要ではないかと思う。

○委員：

例えば子どもから「友達からグループ外されちゃった」と相談されたときはどのような対応をするのでしょうか。

○事務局：

実は日常的にそういった相談はあるのだが、例えばSNSのグループを外されてしまったという場合、本人にとっては大変重要な課題で、そこで繋がっていないと自分の存在がなくなってしまうようなそんな考えになって追い込まれてしまう。一つひとつの課題にはスクールカウンセラーといった専門家が対応するが、もっと全体的なこととして、そのグループだけが人間関係ではないといった別の視点を入れてあげるように、閉鎖的な人間関係ではなくてもっと開放的な人間関係を作りコミュニケーションをとろうといった学級的な指導ができるのではないかと思います。

○委員：

一体現場ではどのように話して解決させていくのかと思いお聞きしました。

○事務局：

表面的には仲間外れというものが出てきたわけですがけれども、当事者の子に問いかけて掘り下げていくと実はそこが原因じゃなかったり、学級への不振だったり、自分自身への自信の喪失だったりとかその中で寂しい思いをしていたりとか、あるいは誰かが好きだったり嫌いだった

たりとか、そういった掘り下げていくという行為を自分でもできるように支援していくことが大事なのではないかと思えます。

○委員：

これから大人になったらそのようなことは沢山あるのでしょうけど、大人相手だったら、自分で何とかやれと言ってしまふところですが、そこを突き放さないでどのように対応していくのかとっていました。

○委員長代理：

中学生、女子なんかになると特に、はぶかれないように、周りから外れないように、って自分の本心を隠しているということはよく聞きますし、私たちが話を聞いたときに味方になってあげることが大切なのだなと思えます。放課後の遊び場なんかで子どもたちと話す、会話の喧嘩なんかを拾ったときに、聞いている大人がとりあえずその時は丸ごと全部味方になってあげることが大切なのだなと思えますね。その場しのぎかもしれないけれども、心がけていることです。

○事務局：

SNSに焦点を当てると、事後でいわれるとなかなか対応が難しくなってしまうのだが、未然防止となると、いじめの様態としては、冷やかす・からかい・仲間外れといったことがあげられる。未然防止策として、先にSNSであっても冷やかす・からかい・仲間外れというのはいじめに該当するのだと、リアルだけではなくSNSでもそれはいじめだと伝えるとともに、相談できる体制や仲間一本当にそれは仲間なのかという心の目を育てていくという両面で行うことが未然防止になっていくと思うので、そのあたりを学校は工夫してやっていく必要があるのかなと思えます。

○委員長代理：

学校は、やはり子どもたちが一番長く過ごす場所ですから、学校がとても重要な場所になっていると思いますので、子どもって、全然言いませんが、今の自分を気付いてほしいのだと思っていますので、先生方にはぜひアンテナ高くいてほしいと思います。

弁護士による出前授業、私も以前受けたことがありまして、専門家の先生の話がとても参考になりましたので、弁護士による出前授業もぜひ今後とも続けてほしいと思います。

○委員長代理：

外部機関との連携で何か顕著なものありますか。

○事務局：

先日、西東京市いじめ問題対策連絡協議会において、学校の考え方や体制がなかなか保護者に伝わらないという話が上がった。こちらについて他の地域でうまくいった事例などあればご紹介いただければと思う。

○委員長代理：

西東京市は「ほっとる一む」などうまくいった例があると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局：

資料4についても、教育委員会としては長期休業の前に定期的に通知をしているのだが、先生のいじめ問題対策連絡協議会で初めて見たとおっしゃっている保護者の方がいた。子どもを通して文書等をだしてもなかなか伝わらない、HPだけではなかなか情報が手に届かないといったことがある。

○委員：

関係機関の情報が保護者になかなか伝わらないという状況はおそらくほかの自治体でも同じような課題を持っていると思う。実際保護者の方は、順調にいつているときはこういったものは往々にして見ない、ということがある。そういう意味では定期的に発信するという必要なことであると思う。また先生方の間での知っている、知らないの差が激しいのではないかと思う。例えば異動したばかりの先生ですか。養護の先生や生活指導の先生は職務上よく知

っている。資料4にある機関にかかるお子さんを持ったことのある先生とない先生はあまり知らない、親御さんが先生に相談しても、自分の自治体の相談機関をあまり知らなくて、というケースを聞いたことがある。

職務柄、先生方の間に差が出てきてしまうのはある程度仕方がないところがあると思うが、校内でどのように連携をとっていくのが重要だと思う。例えば外部機関に詳しい先生は誰先生だとか、何かあったときにそういった先生と連携が取れるようにしておくべきであるが、事例として何かあれば紹介してほしい。

○事務局：

資料5にあるいじめ発見時の対応について - いじめを発見したら、学校いじめ対策委員会を開催し情報共有を図るといった流れ - は、どの学校においても定着していて、新人であっても理解している。この資料は生活指導主任会での毎年の周知に加え、教員が使用するグループウェアシステムでもいつでも閲覧できるようになっている。

資料4の相談先の案内については、知識として持っていて、保護者の方に相談先をただ案内すると、せっかく学校を信頼して相談しようと考えていたのにほかに振られた印象を与える危険があり、保護者と学校の信頼関係が崩れてしまう。

また子どもたちに向けて発信している側面があり、それは、保護者にも学校にも相談しにくくて、でも苦しいといった状況になったときに相談先があるのだと知ってもらいたいからであるが、その伝え方については教員の技量が求められる。子どもたちに向けて信頼関係を築きながら知識としてしっかりと伝えられなければならない。これは教員の使命だと捉えている。

学校だけではいじめはなかなか解決が難しく、やはり相談されれば動けるが、相談という行動に移すまでが難しいところもあるので、困っている人が相談しやすい環境づくりが課題だと考えている。

○委員長代理：

たくさん相談先はあるが、資料がただの紙切れにならないように、一つを指定するわけではないが、例えば「夕やけ電話相談は何番だよ」といってノートに書かせるくらいの行動をとらせる方がいいかもしれない。また、「無料なんだよ」ということも併せて教えてあげる方がいい。それくらいの丁寧さが必要だと思う。個別化されているがゆえに、これは高齢者もよくあるのだが、子どもは経験不足ですから、自分はいったいどこにかければいいのかと考えると。それならば、すでにある相談先を有効活用して、子どもに電話番号を書かせるといった行動をとらせるのがいいのかな、と思う。

○事務局：

ご意見ありがとうございます。

○委員：

話題が変わってしまうが、加害側のお子さんへの対応についてはどのようにしているのだろうか。

例えば、不登校といじめは別に考えなくてはいけない部分もあるが、加害行動が不登校のSOSである場合もあると思う。もちろんいじめはしてはいけないことだが、加害側のお子さんへの対応を、その難しさも含めて、現状どのようにしているのか教えていただきたい。

○事務局：

加害の児童生徒については、もちろんいけないことだよということは伝えるが、なぜそのような行動をとってしまったのかという背景を追っていかねばいけないと思う。ただそれはだめだよ、と言って終わりではだめで、背景について指導ではなく相談という形で、時間はかかるかもしれないが寄り添っていくことが必要だと考えている。どこまで添えるかが次の一年何事もなく過ごせることにつながると思う。

○委員：

加害のお子さんの保護者の中には、子どもが加害者であることを認められなくて、継続した相談ができないという方もいると思うが、その場合はどうしているのか。

○事務局：

おっしゃったとおり、事実を認められない保護者がいるのも事実。そういった場合には教育支援課の相談や学校会議、スクールロイヤーへ学校が相談をしてどのような対応ができるかを考えた例などがある。お子さんの特性や生育環境が影響していることもあるため、子ども家庭支援センターと連携をとることもある。要は、困っていることは事実であるので、それにどのように寄り添えるかという視点で対応を考えていければと思っている。

○委員：

もちろん、こうすればうまくいくというものがあるものではないですし、一つ一つのケースがそれぞれ違おうとおもっている。このようにお聞きした理由は、自分の子がいじめられていることを保護者が認めないケースの中に、保護者としては、いじめ問題が発生する以前から学校は自分の子を悪く見ていたという印象があって、いざいじめ問題に対応しようとする前にこじれてしまうという例があったので、どのようなお子さん、保護者の方とも信頼関係を築いておくというのは重石という意味でも大変重要なことであると思ったからです。

○委員長代理：

私も、資料5のいじめ発見時の対応についてを見た際に、③「いじめられている子供に」に謝罪させる、④「いじめられている子供」「いじめられている子供」双方の保護者に連絡する」というところを最初に読んで違和感を覚えていました。③の後、子ども同士はどうなるのか、④の後、保護者同士どうなるのか、と。保護者ネットワークでの話というのは輪をかけて大きくなってゆくものですので、十分に注意をしていただきたいと思いますし、もし子ども家庭支援センターがいじめられている子いじめられている子の背景を知っていたら、連携しながら丁寧な対応を双方に取っていくことが大事なのかなと思う。

いじめられた子もいじめた子もそのあと長い時間一緒に学校で過ごすので、その後の対応によって良くも悪くも二次的なことが起こるのではないかと心配に思っていた。

いじめの発見の取組について話し合ってきたが、いじめが深刻化すると不登校になってしまったり、重篤化すると自殺にもなりかねないことですので、いじめ発見、未然防止というのはとても大切な取り組みだと思っています。

○委員長代理：

ほかに意見なければ、本日は以上で意見交換を終了する。今後も継続的に学校・地域・教育委員会と連携して未然防止に努めてもらいたいと思う。

#### 4. 事務連絡

○事務局：

今期のいじめ問題対策委員の任期は6月末までとなっている。任期満了後のお話を個別にさせていただきます。

○事務局：

次回委員会は令和6年1月を予定している。

以上